

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月17日掲載)

No.20	「ノーマライゼーション」の用語が一般的に用いられる現在においても、法令用語として「障害」が使用され、改められる状況にない。法令で「障碍」ではなく「障害」と表記する理由を政府の公式見解で示せ。
解答	『昭和29年3月に当時の国語審議会会長から内閣総理大臣に対し、一般国民の守るべき規則を定めた法令の用語が国民教育の線にそったものであり、かつ国民に理解しやすいものであることを要するという観点から、法令用語を改善するために適当な処置をとるよう建議がなされた。その中に「障碍」の語についても、当用漢字表・同音訓表にはずれた「碍」の部分を「害」の漢字に改めて「障害」とすることなどが盛り込まれていた。そこで、政府としては、当該建議の趣旨を踏まえ、法令用語において、「障碍」の語を「障害」に改めていくこととした。その後、政府において、昭和56年3月の国語審議会の答申を受けて、同年10月に現代の国語を書き表すための漢字使用の目安として「常用漢字表」(昭和56年内閣告示第1号)を定め、公用文における漢字使用もこれによることとしたことから、法令における漢字使用についても同様としたが、「碍」が常用漢字表に記載されないまま現在に至っているため、法令においても引き続き「障碍」ではなく、「障害」の語を用いることとしているものである。』(2007.8.15)

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.